

写真部 規約

(名称)

第1条 本団体は、写真部と称する。

(目的)

第2条 本団体は写真の撮影技術向上及び写真撮影に必要なである豊かな知識を育むことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は年額 7,000 円。4月に 3,500 円、10月に 3,500 円徴収する。
また、必要に応じて適宜徴収することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。
1) 部長 1名...本団体を代表する。
2) 副部長 1名...部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
3) 会計 1名...会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員の協議により決する。
また、部内における紛争は役員協議により解決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の協議により改廃される。

附則

この規約は、令和4年4月20日から施行する。

この規約は、令和5年4月10日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和5年4月10日から適用する。